

国保年金

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料は
社会保険料控除の
対象になります

問合先 国保年金課

令和3年中（令和3年1月1日～令和3年12月31日）に支払った国民健康保険などの保険料は、令和4年度の市・府民税申告、令和3年分の所得税の確定申告時に、全額が社会保険料控除の対象になります。

【国民健康保険料・後期高齢者医療保険料】

申告時に令和3年中に支払った保険料の合計金額を記入するだけで、支払金額を確認する書類の提出は不要です。

※納付書や口座振替で納付した人には、納付済額の通知書を1月下旬に送付しています。

【国民年金保険料】

「領収証書」や国から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（昨年10月1日以降にこの年はじめて保険料を納

めた人に対しては2月上旬に送付される同様の証明書）を申告時に提出することが義務付けられています。

※過去の未納期間の保険料や国民年金で免除・猶予されていた期間を追納（さかのぼって納付すること）した保険料、支払った家族分の保険料も控除の対象になりますので忘れずに申告しましょう。



後期高齢者医療制度の高額医療・高額介護合算制度

問合先 大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課
 (☎06-4790-2031)

医療保険と介護保険の両方に自己負担額があることによって、家計の負担が重くなっている場合に、負担を軽減するための制度です。

世帯で1年間（毎年8月～翌年7月末）に支払った医療保険と介護保険の自己負担金の合計額が、この制度の自己負担限度額（表参照）を超えた場合、申請に基づき、その超えた額が支給されます。

大阪府後期高齢者医療広域連合では、7月末現在で後期高齢者医療制度に加入されている同一世帯の被保険者を対象に、勧奨通知を送付しています。勧奨通知が届きましたら、同封の返信用封筒で申請書を送付してください。

注意事項

- 医療費用と介護サービス費用のいずれかが「0円」のときは、対象となりません。
- 支給額（超過額）が500円以下の場合、支給の対象となりません。
- 令和2年8月～令和3年7月末に、都道府県を越える転居をした人は、勧奨通知の対象でなくても、申請により負担額に応じて支給される場合があります。詳しくは、問い合わせてください。

自己負担限度額

| 課税状況 | 所得区分 | 後期高齢者医療制度における負担割合 | 自己負担限度額（年額） （医療保険＋介護保険） |
|-------|----------------------------|-------------------|--|
| 課税世帯 | 現役並み所得者 課税所得 690万円以上 | 3割 | 212万円 |
| | 現役並み所得者 課税所得 380万円以上 | | 141万円 |
| | 現役並み所得者 課税所得 145万円以上 | | 67万円 |
| 非課税世帯 | 一般 | 1割 | 56万円 |
| | 低所得Ⅱ | | 31万円 |
| | 低所得Ⅰ | | 19万円（複数世帯の場合、介護保険の自己負担限度額は31万円となります。）（*） |

（*）同一世帯に、基準額が「低所得Ⅰ」の「190,000円」であり、かつ介護（予防）サービスの利用者が複数いる場合、「高額医療合算介護（予防）サービス費」については、「低所得Ⅱ」の基準額である「310,000円」を適用して、介護保険分の支給額を再計算しますので、介護支給額（見込）どおり支給されません。

高額療養費（外来年間合算）支給申請書が届いた人へ

高額療養費の振込口座登録をしたことがない人へ送付しています。申請がない場合、高額介護合算療養費の支給処理が行われませんので必ず申請してください。

不明な点は、市区町村の後期高齢者医療担当窓口へ問い合わせてください。